

第 1 1 回赤村農業委員会総会会議録

招集日時	平成 2 7 年 5 月 7 日 (木) 1 3 時 3 0 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 1
開 会	平成 2 7 年 5 月 7 日 (木) 1 3 時 3 0 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1 番委員	秋 元 善 照 (議長)
2 番委員	三 橋 淳 一
3 番委員	宇都宮 正 彦
4 番委員	春 本 英 世
5 番委員	加 未 啓 二
6 番委員	木 村 義 明
7 番委員	金 子 司
8 番委員	春 本 敏 典
9 番委員	宮 原 マツ子
1 0 番委員	鷺 谷 又 美
1 1 番委員	在 津 圭 太
1 2 番委員	大 場 信 司
1 3 番議員	中 田 守
1 4 番委員	原 廣 和
1 5 番委員	田 口 実
1 6 番委員	道 壽 子

二、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
三、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 荒 木 錠 治
書 記 瓜 生 覚
主 査 荒 尾 剛（産業建設課産業振興係）
四、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第23号 農地法第5条による転用を伴う所有権の移転及び農地法第4条による農地転用について
・報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）
・議案第24号 農用地利用集積計画について
・その他
（13時30分開会）

秋元議長 それでは定刻になりましたので第11回農業委員会総会を開会いたします。それでは第11回農業委員会総会の署名人を指名します。9番委員宮原委員さん、10番委員鷺谷委員さんよろしくお願ひします。それでは議案に入る前に私から委員さんにお願ひします。今日から事務局の説明を瓜生君の方がしますので、お手柔らかに分かりやすい質問をお願ひします。それでは議案第23号を議案とします。事務局内容説明をお願ひします。

瓜生書記 （議案第23号 農地法第5条による転用を伴う所有権の移転及び農地法第4条による農地転用について、朗読説明をする。）

秋元議長 事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの説明をお願ひします。

木村委員 4月に入ってから●●●●さんが来られて、自分の土地を管理するのが難しいので太陽光パネルを設置したいと、話がありました。よろしくお願ひします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件について質問や意見のある方。

鷺谷委員 よろしいですか。確認ですが、資料の説明書きに工期は許可日から7月末日と書いていますが、申請書は提出されているんですか。

瓜生書記 はい。申請書は提出してもらって、こちらの方で受け付けています。

鷺谷委員 はい、いいですか。なぜ私が言ったかという、転用でこういう物の設置については、何か根拠がないと申請できないという項目が確かあると思います。できれば申請書の写しを添付してもらえばありがたいなと思います。以上です。

瓜生書記 はい、分かりました。

秋元議長 それでは、他に何かありませんか。

春本敏典委員 はい、いいですか。確認ですけど、●●さんとは男女●やけど、今まで畑は作りよらんやったんかね。作りよったんかね。

木村委員 畑は作ってました。昔は。

春本敏典委員 ということは、男なら男で●人としとかんと、●じゃ誰もおらんってことやろ。

木村委員 ●●さん自体は●●●●において、自分のおふくろさんがおる時は作ってたんでしょけど、その後は作ってないと思います。

鷺谷委員 合わせてですね、現況ですと畑が無いと譲渡できませんので、現況のそこには面積が入ると思います。耕作面積畑が●になってますので。無い土地を地目変更できませんので。そこは訂正した方がいいと思います。

秋元議長 はい。それではそこは訂正をお願いします。

原委員 いいですか。地元委員さんと関係の人は現状を見とるんですが、住宅のすぐ隣みたいな感じですよ。現況原野で片付いとんですが、今まで写真か何か付いとったような気がするんですよ。費用とか色んな問題で困るんならあれですが、そうでなかったら私たちが分かるように写真なんかを付けるといいんじゃないかなと思います。

三橋委員 はい、木村さんにお尋ねします。●●●●さんと●●●●さんは身内どうし。

木村委員 兄弟です。

三橋委員 兄弟。それで現在は赤村から出ておらんてことやね。
木村委員 はい。
三橋委員 その先代が残してくれた財産がこの畑なんやね。
木村委員 はい、そうです。
三橋委員 はい、分かりました。
木村委員 ここに太陽光発電の本人から貰った資料がありますので
回して見てください。
春本敏典委員 それともうひとついいですか。本人は赤村におらんに太陽光を設置して電気を発電するわけですよ。この電気は、九電に売るわけ。
木村委員 九電の方に売電すると聞いています。
(資料を回覧)
鷺谷委員 いいですか。ちょっと今図面見たら宅地にも設置するごとしてますよね。これは、本人じゃないですよ。宅地は設置しても許可いらんと思いますけど、●●●●は●●●●さんですか。
木村委員 親父さんの名前ですね。
瓜生書記 すいません。添付させていただいてる地図の資料が古くて、●●さんのお父さんの名前になってるんですけども、今現在は息子さんの●●さんの方に相続されています。
鷺谷委員 はい、分かりました。
秋元議長 他に何かありませんか。
(「ありません。」の声あり)
秋元議長 それでは、採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
秋元議長 出席者全員で可決します。それでは次に報告事項に移ります。内容説明を事務局をお願いします。
瓜生書記 (報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、朗読説明をする。)
秋元議長 それでは続きまして議案第24号を議題といたします。事務局内容説明をお願いします。
瓜生書記 (議案第24号 農用地利用集積計画について、朗読説明をする。)
秋元議長 事務局の内容説明が終わりました。それでは地元委員の説明をお願いします。

- 木村委員 大内田ですが●●●●さんが●●●●さんと契約を結びたいということで、先程●●さんの分がまだ残ってたんですけど、事務局から説明があった通り解約して、●●●●さんに耕作してくださいということでお願いされたんですけど、委員のみなさんよろしくお願ひします。
- 秋元議長 はい。地元委員の内容説明が終わりました。この件について意見のあるかた。ないでしょうか。
(「ありません。」の声あり)
- 秋元議長 それでは、採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして山浦の説明をお願いします。
- 在津委員 説明をする前にひとつ訂正をお願いします。1番下の●●●●さんの賃借料年間10アールあたり玄米90キロとありますが、1年間90キロに訂正してください。
●●●●さんの方が体調を崩しまして、誰か作ってほしいということで、鎮めの時に●●さんの奥さんの方から話しがありまして、3筆とも誰も作る人がいませんでした。それで結局荒かしても悪いということで、●●さんの田んぼの隣接者の3名が作るということになりまして今日上げています。よろしくお願ひします。
- 秋元議長 はい。地元委員の内容説明が終わりました。この件について意見のある方。
(「ありません。」の声あり)
- 秋元議長 意見がなければ、採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。最後に上赤の説明をお願いします。
- 田口委員 これは●●さんが病気で田んぼができんということで、●●さんに頼んだそうです。よろしくお願ひします。
- 秋元議長 はい。上赤の地元説明が終わりました。この件に関して意見のある方。
(「ありません。」の声あり)
- 秋元議長 なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは議題は全部終わりましたが、その他で何か意見はありませんでしょうか。

金子委員 はい。ちょっと確認したいんですけど、前回保留になった分はどうなったのか。●●さんと●●さんの分やけど、保留になって今回あがってきてないから。どうなったんかと思って確認で。

荒尾主査 はい。前回保留になっていた件ですが、結論から言うと取り下げということで連絡が来ています。畑を田んぼにできるかという件ですが、県の方にも確認してみたんですけど、今のところ向こうも県知事選があって担当が替わったりして、まだはっきりとした回答はもらってないです。補助金関係については、答えをもらいました。補助金関係でああいう所を経営所得とか安定対策とかで申請できるかと言ったら、それはできないということではっきり言われました。ただ農地法上で使用目的を変えること自体は特段法律的には問題ないんですけど、ただ他の関連法案、例えば、転作の関係だったりそういうところの確認がまだとれてないんです。また今度福岡県の本庁の方に確認をとってみようと思いますので、もう少しだけ時間を頂けないでしょうか。またそこは確認をしてから来月報告したいと思います。ちょっとまだ他の関連法案がけっこうあるんで、問題あるところがどれだけあるのかが、はっきりしたのが分からないんですよ。だから曖昧なことしかまだちょっと言えなくて、補助金的にはアウトだし、ただ農地法上ではそこまでは問題ないと思うんですけど、転作の面ではダメなんじゃないかなと。ちょっと複雑なんですけど。

木村委員 そしたら●●さんが田んぼを作っても問題ないということですね。もうぼちぼち田植えが始まりますからね。だから作っても本人同士が合意しとけば問題ないということですね。

荒尾主査 今年はまだ貸し借りはせず、作らないと聞いています。

原委員 ちょっと今までの経過を話しますと、取り下げという形になったんですけど、結局●●さんがもうできないと、はっきりいいですよとこっちが言わんやっただすからね、農業委員会で保留という形になって、●●さんは正直作りたくなかった

わけですね。なかなか難しいんですよ。相手はおばあちゃん
でしょ。お年寄りやから昔田んぼを作りよって畑にして、ま
た今度田んぼを作る何が悪いのか。農業委員会が反対したけ
ん●●さんが作らんようになってしまった。ということで今
年どうせできないから、またおそらくさっきの原野やないけ
ど畑が原野になっていくやろうと思う。誰も作り手がおらん
けん。畑ももちろん高齢でできないから。現況見たら稲作に
適した格好しとるわけですよ。水もあるし水利権自体も畑に
は無いですが、関係した水利権者が●●さんしかおらんわけ
ですよ。だからそれも、もめることはないやろうと。ただ
前回鷺谷委員が言ったのは、もし稲作をしとったら農業委員
会として中止命令を出すか出さないかということまでを話し
しよったですよ。それを止めなさいと。それが出てきたから、
●●さんもああいう性格ですから、私はもう作らんって
感じになってしまったんですよ。ちょっと●●のおばあちゃん
が私の所に言いに来たんですけど、反対はしたんじゃない
ですよ。ちょっと保留やけ。●●さんに私今年だけ正直言って
米作ってくれんかって言ったんですよ。けどもう作らない
ということやから、どうなるかなって感じですよ。まあ、
どっちにしても今年にはできない、間に合わない状況ですから
ね。

鷺谷委員

説明いいですか。ちょっと私の名前が出ましたけども。基
本的に一ヶ月かかって、福岡県なりそういう機関が利用権を
設定して畑で米を作って良いのか、そういう判断が出ない
ということは相手に対して失礼なんですよ。申請者出た時に。
福岡県の担当いないんですか。そういう回答する人は。選挙
戦とか関係ないですよ。相手に対して今の話し聞いたら私の
名前出ましたけど失礼ですよ。私は農業委員会の委員として
発言して、それが良いか法律に触れてるか触れていないか
という議事録に載ってると思うんですけども。触れてたら農業
委員会で許可できないですよと、利用権を設定することは農
業委員として推進しなければいけないんですよ。その中で
こういう法律の中でこれが出来るか出来ないかの判断が、ただ
これが出来るか出来ないかがなんで出来ないんですか。

荒木事務局長

いいですか。今これ荒尾がずっと聞いてたんですけど、確
かに今言ったように今年には知事選とかあって。

鷺谷委員 知事選は関係ないですよ。
 荒木事務局長 だから荒尾も回答をいただいてないんですよ。県もそう
 いったしっかりとした回答をできてないと。それを何でできな
 いかと言われても分からないですよ。
 鷺谷委員 何で分からないんですか。
 荒木事務局長 県に回答を求めているんですよ。うちは。
 鷺谷委員 出て行って聞きました。
 荒木事務局長 荒尾が聞きましたよ。
 鷺谷委員 県庁のどなたですか。
 荒木事務局長 行ってはいないですよ。
 鷺谷委員 どなたに言ってどなたにそういった記事をとってね、そう
 しないと申請者に対して失礼ですよ。農業委員会が保留した
 っていうんじゃなくて、逆に今聞けば農業委員会ができない
 と言ったからと捉えとるんですよ。
 荒木事務局長 この前の総会では、今日の総会まで保留ということでした
 ので、一応期限はあったわけですよ。
 鷺谷委員 取り下げに来たときに、そういう説明をしたんですか。
 荒木事務局長 それは私はちょっと分かりませんが。
 鷺谷委員 いや、分からん分からんじゃなくて、やっぱりこういう委
 員会に申請が出た中で、そういうところに対応していかない
 かんたですよ。私事務局が分かるとかじゃなくて、県庁なり
 国が分かるんですよ。一ヶ月あれば分かりますよこれ。そう
 難しいことじゃないですよ。県の職員もその対応をしてない
 ってことですよ。せめて農林・県に聞いてとんでしょ。重大な
 ことですよこれ。
 原委員 まあ、あの、確認してもね、今年はまだ作らないから、時
 期的にもちょっと悪かったんよね。もうちょっと早く申請書
 出しとったら間に合ったんやろうけども、もう今年は間に合
 わないと。今また電話して色々言うよりも、時間をかけてで
 も確実なことを、どういう法律にひっかかるというこで分か
 れば丁寧に調べてもらった方がいいと思う。いずれにしても
 今日農業委員会でオクケーになりましたよって言っても9
 9パーセント●●さんは作らないです。それは間違いなく。
 鷺谷委員 私が言ってるのは作る作らんじゃなくてね、申請が出てそ
 れを今までそういうふうになって私が原因で作らんくなっ
 とんですよ。4、5日中にオクケーですよって言ったら●●

さん作ったと思うんですよ。私はそこを言ってるんで、●●さんが作るか作らんかということ言ってるんじゃないんで、総会の在り方を言ってるんですよ。選挙戦とか関係ないですよ県の職員は。今後どういたしますそれ。

荒木事務局長　私が県の方に行って話しをしますし、今回は事務局の対応が悪かったと思います。それはすいません。以後また無いように気をつけますし、今後どういった対応ができるかというのも県ともう一回話をしておきます。

秋元議長　まあ皆さん、そういうことでお願いします。

鷺谷委員　私も●●さんと相手の所に行ってきます。そうしないと中原委員の言葉で私の名前が出ましたからね。私のことが伝わってるか分からないですけど、伝わってれば心外ですからね。

原委員　それは農業委員会の中であなたの名前が出ただけでね、●●さんとか●●さんに鷺谷委員さんが反対したけんとか鷺谷委員の「わ」の字も出てないから。

鷺谷委員　いや、私反対したわけじゃないということだけはっきりしとかないと、反対じゃないんですよ。

原委員　いや、それは分かるとるよ。そういう話しもおたくの名前も何にも出てないから。ここだけは皆さんも聞いた話しやからね。議事録にも載つとる。だから私は鷺谷委員が言ったのはこういうことで、稲作まで作つとつたら中止命令を出すというぐらいの感じでしたよね。前回の話しでは。

鷺谷委員　いや、要するに私が言っているのは、作って良いのか悪いのかと言っているんですよ。利用権設定したときに米を作って良いのかと言ってるんですよ。それが良ければ、利用権設定してもいいじゃないですか。利用権設定を推進するのは、農業委員の役目なんですよ。しなきゃいかんのですよ。だけど農地法なり法律に触れてはいかんのですよ。そのために農業委員さんはおるんでしょ。そのへんを確認しなさいと言ってるわけ。

宇都宮委員　いいですか。今の話しはそうですけど、県に話しを尋ねたけれど県からは回答がまだ無いということだから、事務局が悪いということはないですよ。県から回答が無いですきね。ここの農業委員でそれをしなさい、できないということは言えないですきね。だから事務局は全然悪くないですよ。県の

方から回答が来てないんだから、と私は思うんです。だからまだ保留のまんまの格好になるたいですね。

秋元議長 はい。それでは今課長が言われよったように、今後こういった問題がまたあろうと思imasuので、きちんとした回答を得て今後に繋がるようにしたいと思imasu。よろしいでしょうかね。

(「ありません。」の声あり)

秋元議長 驚谷委員もちよっと。

驚谷委員 いやいや、私の名前が出たから言ってるんです。私が反対したとか、私がそういうことを言ったということが伝わって私の名前がそこで伝わったら心外なんですよ。こういった総会の場のそういうことを個人個人の場で伝えることは無いと思imasuんですけど。まあ、議事録を閲覧すれば分かりますけど。そんなこと載ってないと思imasuけど。

金子委員 いいですか。本来なら保留になった件は事務局の方から言ってもらって、私が聞くんじゃないで、言ってもらわんと私が聞かなきゃ終わりってことでしょ。来月しますってのが議事録にもちゃんと載ってるし。田んぼの貸し借りはやっぱり今驚谷委員が言われたけど、農業委員会通してしますけど、農業委員会通さなくて借りてる人もかなりいるんですよね。そしたらややこしいことするなら個人と個人で借りりゃいいやんっていう風潮が出てくるんですよ。これ困ったことになると思imasu。そこらへんは事務局だけじゃないけど私達ちもそうですけど、できるだけ推進してもらってしてるからそこらへんの報告とかは早めによろしくお願ひしたいと思imasu。

秋元議長 はい、分かりました。それではその他に何かありませんか。

春本敏典委員 ちよっと聞きたいんやけど、議事録荒尾君が作ったん。

瓜生書記 すいません。今回から私が作りました。

春本敏典委員 あんた、私の字が間違つとるよ。敏典の字が。

瓜生書記 そうですね。すいません。一度回収して全部訂正します。

秋元議長 なら回収して次回総会の時に。

宇都宮委員 回収せんでもここで訂正してもらえばいい。

荒木事務局長 いえ、名前ですので一度回収して。

春本敏典委員 回収せんで訂正でいいよ。

荒木事務局長 すいません。では訂正をお願ひします。

秋元議長 それでは次回の総会ですが、6月5日の金曜日でよろしい
 でしょうか。13時30分から。

金子委員 もうクールビズでいいですかね。
 (「いいんじゃないですか。」の声あり)

荒木事務局長 じゃあクールビズということよろしいですか。
 (「はい。」の声あり)

秋元議長 それでは次回は6月5日金曜日ですね、13時30分。そ
 れでは第11回赤村農業委員会総会を閉会します。

(閉会 14時20分)